

学校体育施設の開放について、「美里町学校体育施設の開放に関する手続き等」より一部抜粋したものを以下に示します。新中学校における学校体育施設の開放についても、以下に則って運用することを予定しております。

1 学校体育施設使用団体登録について

【学校体育施設の開放の趣旨】

美里町の学校開放事業は、町立小中学校の校庭・体育館・武道場の施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、スポーツをする機会を提供することを通して、開かれた学校づくり及び地域コミュニティの形成に寄与することを目的としています。

美里町学校体育施設の開放に関する条例第 1 条一部抜粋

スポーツ基本法第 13 条の規定に基づき、学校教育に支障のない範囲で、学校の体育施設を町民の使用に供する。

【団体登録について】

施設を使用しようとする団体は、町内に在住、勤務又は在学する者が 5 人以上で団体を構成し、当該団体に監督者としての成人が含まれることを条件とします。

毎年度あらかじめ、学校体育施設使用団体登録申請書を提出し、教育委員会に登録する必要があります。

2 施設が使用できる日時

曜日	運動場（校庭）	体育館及び武道場
休日を除く月曜日から金曜日	午前 5 時～午前 7 時 午後 6 時 30 分～午後 9 時	午後 6 時 30 分～午後 9 時
上記以外	午前 5 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 9 時
小牛田中学校の屋外照明設備については、午後 5 時から午後 9 時まで使用可能です。ただし、月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日）は使用できません。		

3 施設使用時の手順について

施設の鍵の受領、保管、開閉する際には、必ず大人が行ってください。鍵の受け渡し及び返却は下記の表のとおりです。

- 鍵を借用する際には、備え付けの『鍵貸出簿』に必要事項を必ず記入し『使用報告書』をお持ちください。また、途中で鍵の借用者が変わる場合は、借用の際に職員又は警備員にその旨を申し出てください。鍵の引継ぎは代表者間で責任を持って行っていただき、返却の際に鍵を引き受けた旨の報告をお願いします。
- 体育館、武道場を使用する場合、機械警備の誤作動を防ぐため、次の点に注意してください。

- ◆ 解除時（施設に入る時）

機械警備の解除が確認されるまで、操作する人以外の利用者は建物に入らないこと。(解除の確認前に入ると不法侵入者と機械警備が認識してしまうため)

◆ セット時 (施設を出る時)

機械警備をセットする時には、操作する人以外の利用者は建物の外に出ること。(セット出来ないことや、不法侵入者と機械警備が認識する可能性があるため。)

- 3 鍵を返却する際には、備え付けの『鍵貸出簿』に必要な事項を必ず記入し、『使用報告書』を返却してください。複数の団体が同じ施設で同じ時間帯に入る場合、鍵の返却を行わない団体も使用報告書は必ず記入してください。なお、鍵の返却は申請時間の15分後までをお願いします。

夜間の鍵の返却について、その日の午後9時15分までに、やむを得ない理由で時間までに鍵の返却ができない場合は、役場本庁舎 (☎33-2111) または役場南郷庁舎 (☎58-1211) へ電話をし、警備員の了承を得て、翌日の午前中にまちづくり推進課、南郷庁舎1階町民窓口室へ返却してください。

学校施設名		鍵の貸出窓口
不動堂中学校	校庭・体育館	8:30~17:15 まちづくり推進課 ☎33-2180
	武道場	
小牛田中学校	校庭・体育館	上記時間以外 本庁舎警備員 ☎33-2111
	校庭の屋外照明設備	
南郷中学校	校庭	8:30~17:15 町民窓口室 ☎58-1211 上記時間以外 南郷庁舎警備員 ☎58-1211
	武道場	

※新中学校の、鍵の貸出し窓口については未定

4 施設使用料について

- ① 体育館・武道場 (1回4時間以内) の使用 210円

※4時間を超えた場合、4時間単位で210円を加算

※町内のスポーツ少年団が団体本来の活動目的で使用する場合は全額減免

- ② 運動場 (校庭) 無料

- ③ 屋外照明設備 (小牛田中学校)

ア 全点灯 30分ごとに 1,080円

イ 野球、ソフトボール、サッカー、ラグビー等 30分ごとに 860円

※町内のスポーツ少年団が団体本来の活動目的で使用する場合は全額減免

5 使用にあたっての注意 ※使用方法について

- 1 使用許可した開始及び終了時刻（学校敷地から退出している時刻）を厳守ください。また、体育館の鍵の返却は速やかに行ってください。
- 2 校庭は、雨天又はグラウンドコンディションが悪い時には、使用できません。また、小牛田小・北浦小・中埴小の芝生の校庭については、芝が痛みますので、スパイク等、芝を傷める履き物では利用しないでください。
- 3 体育館、武道場及び校庭での火気の使用及び飲食物の持ち込みは原則として禁止です。また、学校敷地内はすべて禁煙です。
- 4 施設、設備、備品等の損傷、事故が発生した場合は、使用責任者は必ずまちづくり推進課又は教育総務課へ報告し、さらに使用した学校に速やかに届け出てください。（施設や備品等を損傷した場合は、修繕費用を負担していただく場合がありますのでご注意ください。）
- 5 許可無く物品等を販売しないでください。
- 6 使用後は、必ず清掃及び整理整頓を行い、原状に復するとともに使用環境の向上に努めてください。また、各団体で月 1 回、体育館のトイレ清掃を行ってください。体育館の消灯の確認も忘れずをお願いします。
- 7 所定の場所以外に車の乗り入れ、駐車はしないでください。特に、路上駐車及び校舎敷地等への車の乗り入れは、児童・生徒の安全上、大変危険ですので、絶対にしないでください。
- 8 施設の使用は複数団体になることもあるので、互いに譲り合い、より有効な活用に努めてください。
- 9 体育館は土足禁止です。また、体育館の床面保護のため、ラインテープ等は使用しないでください。大会等のためどうしても使用する必要がある場合は、事前に学校へ相談し指示を受けてください。
- 10 学校内の備品、器具類等にはみだりに手を触れないでください。競技の支障となる等の理由で移動した場合は、必ず所定の位置に戻してください。（使用できるのは各種目用の用具のみです。また、学校備品を使用する場合は、事前に各学校に対し別途備品の借用申請が必要です。）
- 11 学校体育施設使用登録団体の権利を他人に譲ること、転貸することはできません。各団体で確保している使用枠を他の団体に使用させる場合も、事前にまちづくり推進課又は教育総務課へ報告し、改めて使用申請書を提出してください。
- 12 前各号のほか、学校行事や施設の不具合により急な変更等が生じる場合は、代表者の方に連絡することがあります。その際は担当職員の指示に従ってください。

以上